（外国の無線局の運用の許可手続）

第三十一条　［略］

2　前項の申請をしようとする包括免許人は、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信局長に提出しなければならない。

一　包括免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　［略］

［削る］

［三～五　略］

3　通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

［一～四　略］

4　第二項の申請書の様式は、別表第十一号のとおりとし、当該申請書に添付する書類の様式は、別表第十一号の二のとおりとする。

第七章　無線局の運用等の特例に係る手続

（外国において取得した船舶又は航空機の無線局の免許の特例）

第三十一条の二　法第二十七条第一項の規定により外国において取得した船舶又は航空機に開設する無線局の免許を受けようとする者は、別表第一号の申請書に船舶局にあつては別表第二号第3の、航空機局にあつては別表第二号第4の無線局事項書を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。

2　総合通信局長は、第一項の申請があつた場合において、その申請が適当と認めるときは、申請者に対し免許を与える。

3　第二十二条第五項の規定は、法第二十七条第二項の規定により免許の効力が失われた場合に準用する。

（非常時運用人による無線局の運用の届出）

第三十一条の三　［略］

［2　略］

3　法第七十条の七第二項の規定による届出は、別表第十二号の様式により行うものとする。

［4　略］

第三十一条の四　［略］

（登録人以外の者による登録局の運用に関する準用）

第三十一条の五　第三十一条の三の規定は、法第七十条の九第二項において準用する法第七十条の七第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第三十一条の三第一項第一号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、「無線局の免許又は」とあるのは「登録局の」と、同項第二号及び第三号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、同条第二項中「第七十条の七第一項の規定により無線局」とあるのは「第七十条の九第一項の規定により登録局」と読み替えるものとする。

（外国の無線局の運用の許可手続）

第三十一条　［同上］

2　前項の申請をしようとする包括免許人は、申請書に次の事項を記載した書類を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。

［新設］

一　［同上］

二　包括免許の年月日

［三～五　同上］

3　通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあつては、前項の書類に、同項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

［一～四　同上］

4　第二項の申請書の様式は、別表第八号第1のとおりとし、当該申請書に添付する書類の様式は、同表第2のとおりとする。

第七章　無線局の運用の特例に係る手続

［新設］

（非常時運用人による無線局の運用の届出）

第三十一条の二　［同上］

［2　同上］

3　法第七十条の七第二項の規定による届出は、別表第九号の様式により行うものとする。

［4　同上］

第三十一条の三　［同上］

（登録人以外の者による登録局の運用に関する準用）

第三十一条の四　第三十一条の二の規定は、法第七十条の九第二項において準用する法第七十条の七第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第三十一条の二第一項第一号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、「無線局の免許又は」とあるのは「登録局の」と、同項第二号及び第三号中「非常時運用人」とあるのは「法第七十条の九第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者」と、同条第二項中「第七十条の七第一項の規定により無線局」とあるのは「第七十条の九第一項の規定により登録局」と読み替えるものとする。